

世田谷区本庁舎等整備に係る施工者選定手法等について

1 主旨

本庁舎等整備の施工者選定手法及び建設工事の発注方法については、専門的知見を有する学識経験者等から構成される世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会により、本年8月に提言がとりまとめられた。この提言をふまえ、世田谷区入札参加者等選定委員会において審議し、決定した内容を報告する。

2 決定内容

(1) 選定方式

- ・制限付一般競争入札とする。
- ・総合評価方式の技術提案評価型（S型）※を導入する。
※「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に定義される、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る選定方式

(2) 発注方式

- ・工期、工区、工種に関する分割は行わず、すべて一括での発注とする。
- ・区内事業者の受注機会の確保及び地域経済振興の施策については、建設工事の安全性や建物性能の確保に影響のない範囲で、先行的に行う解体・改修などを別途発注することや、総合評価の具体的な評価基準に地域経済振興策に配慮する項目を検討する。

(3) (仮称) 世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会の設置について

総合評価方式の具体的な評価項目等の検討にあたっては、学識経験者等から構成される(仮称)世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会を設置する。

(4) 今後の進め方

- ① (仮称) 世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会設置要綱及び委員会の委員構成については、別途起案にて決定する。
- ② (仮称) 世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会からの報告を受けて、改めて世田谷区入札参加者等選定委員会において、総合評価実施要綱・実施要領及び入札参加資格について審議し、決定する。

3 今後のスケジュール (予定)

令和元年12月以降	(仮称) 世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会
令和2年 3月	世田谷区入札参加者等選定委員会
令和2年 5月	建設工事発注公告
10月	落札者決定